

(別紙)

## 各戸配布広報紙「福岡県だより」広告作成業務仕様書

(趣旨)

第1 この仕様書は、福岡県（以下「県」という。）が発行する各戸配布広報紙「福岡県だより」（以下「県だより」という。）に掲載する広告を作成するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2 県だよりに掲載する広告を作成する者（以下「広告取扱業者」という。）は、この仕様書に定めるもののほか、関係法令等を遵守の上、広告を作成し、完全版下原稿で県が指定する場所に納めるものとする。

(広告掲載紙の概要)

第3 広告を掲載する県だよりの概要は、次のとおりである。

- (1) 規格 A4判、12ページ、オールカラー
- (2) 主な配布先 県内の各世帯
- (3) 発行部数 約220万部／回  
(各回の発行部数は世帯数の増減等により変動する)
- (4) 発行回数（発行月） 6回（令和8年5月、7月、9月、11月  
令和9年1月、3月号）
- (5) 発行日 奇数月1日発行  
(配布は発行日の前月中旬～発行月の15日にかけて行う)

(広告掲載位置等)

第4 広告の掲載位置等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載紙  
県だより令和8年5月号から令和9年3月号までの全6号
- (2) 広告を掲載する位置  
広報紙中、県が指定する裏表紙裏（表3）内
- (3) 広告の枠数  
1号発行当たり2枠  
(同じ号の2枠を同一企業・団体等の広告とすることはできない)
- (4) 広告の規格  
1枠当たり縦124mm×横88mm  
(2枠を結合して1枠として規格を拡大することはできない)

(広告の内容及び体裁)

第5 広告の作成に当たっては、読者への配慮の観点から、次の事項を満たすこととする。

- (1) 記事と区別するため、広告枠は実線で囲み、広告枠の左上又は右上の隅に「広告」と表示すること。その文字は、ゴシック体で11ポイントの大きさとし、外側を

太さ0.1mmの黒色の実線で囲むこと。なお、地の色は白色、文字の色は黒色とする。

- (2) 広告には必ず広告主の名称及び問合せ先の電話番号を表記すること。
- (3) 読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザイン等とすること。
- (4) 広告の対象となる商品及びサービス等の内容について、読者が県に関するものと錯認するおそれのある表現を用いないこと。
- (5) イベント等の開催日や申込期限を設ける場合は、周知期間を十分に確保し、原則として広告掲載号発行月の21日以降とすること。

(広告の作成)

- 第6 広告取扱業者は、広告主、広告の内容等について、県が指定する日（広告掲載号発行月の前々月の10日頃）までに決定するものとする。
- 2 広告取扱業者は、広告主の募集に当たっては、次の各号に該当するものから優先して募集を行うものとする。
  - (1) 公益団体又は公共性の高い企業で県内に事業所等を有するもの
  - (2) 前号に規定するもの以外の企業又は自営業で県内に事業所等を有するもの
- 3 広告取扱業者は、広告主、広告の内容等の決定に当たっては、福岡県だより広告掲載事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づいて予め県と協議し、承認を受けるものとする。
- 4 広告の内容等が、要綱第3条各号に該当するものは掲載しないものとする。同条第1号の「その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの」については、以下に掲げるもののほか、広告の内容等に応じて個別に判断するものとする。また、当該広告の全部又は一部について修正又は削除等を行うことにより広告を掲載することができる認められる場合は、県は、広告主に修正又は削除等を求めることができる。
  - (1) いわゆる「出会い系サイト」（「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）」に規定するインターネット異性紹介事業）及びこれに類似するもの
  - (2) いわゆる「マルチ商法」（「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）」に規定する連鎖販売取引）及び「モニター商法」（同法に規定する業務提供誘引販売取引）その他これらに類似するもの
  - (3) 金銭の貸付けに係るもの（銀行が行う融資やカードローンを含む）
  - (4) 「割賦販売法（昭和36年法律第159号）」に規定する前払式割賦販売及び前払式特定取引（冠婚葬祭互助会など）その他これに類似するもの
  - (5) たばこに係るもの
  - (6) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
  - (7) 法令等に定めのない医業類似行為に係るもの
  - (8) 銃砲刀剣類その他の危険物に係るもの
  - (9) 広告主が「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続開始の申立て又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づく再生手続開始の申立てを行っているもの
  - (10) 広告主が違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
  - (11) 広告主が「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30

日 62 管行第 40 号の 2 総務部長依命通達)」又は「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達)」に基づく指名停止措置を受けているもの

- 5 広告取扱業者は、第 3 項の規定による協議に当たっては、広告主に県税の未納のないこと及び広告主が第 7 の各号に該当しないことを確認する上で必要な資料を提出するものとする。
- 6 広告原稿作成に要する経費は、広告取扱業者が負担するものとする。

(暴力団の排除)

第 7 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)」第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(原稿の確認)

第 8 校正は色校正のみとする。

(掲載紙面の提出)

第 9 県は、広告掲載号の発行後、広告を掲載した県だよりを広告取扱業者に 20 部提出するものとする。